

令和6年度大阪地方最低賃金審議会

第361回総会 会議次第

令和6年8月21日（水） 午前10時
（大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室）

1 開 会

2 議 事

（1）大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出について

（2）その他

3 閉 会

写

大労発基 0821 第 1 号
令和 6 年 8 月 21 日

大阪地方最低賃金審議会
会長 衣笠 葉子 殿

大阪労働局長
志村 幸久

大阪地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

本年 8 月 1 日付けで答申のあった大阪府最低賃金の改正決定に関する意見について、最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

令和6年8月21日

大阪労働局長
志村 幸久 殿

大阪地方最低賃金審議会
会 長 衣笠 葉子

大阪地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

当審議会は、令和6年8月21日付けをもって貴職から諮問のあった、同年8月1日付けの大阪府最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月1日付け答申どおり決定することが適当である。

大阪地方最低賃金審議会第361回総会

(令和6年度 第4回総会)

資 料 目 次

資料	大阪地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書について	
1	全大阪労働組合総連合	P. 1
2	大阪地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書 (個人)	P. 3
3	一般社団法人大阪タクシー協会	P. 5

大阪地方最低賃金審議

会長 衣笠 葉子 殿

大 阪 労 働 局

局長 志村 幸久 殿

2024年8月16日

(団体名) 全大阪労働組合総連合
(代表者) 議長 菅 義
(住 所) 〒530-0034 大阪市北区
国労大

大阪地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書

2024年8月1日付「大阪地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づき、下記のとおり異議申出を行い、再調査・審議を求めます。

記

1. 大阪地方最低賃金額を(50円引き上げ、1,114円とする)とした答申については不服です。再審議を求めると共に、最低賃金を月額・日額表示も行き、大阪地方最低賃金を時間額1,500円、日額12,000円、月額24万円に引き上げるよう求めます。また、全国一律最低賃金制度を確立するよう求めます。
2. 最低賃金の引き上げにあたって、中小零細企業に対する支援策の具体化は急務の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をより強化・充実させるよう意見を送付することを求めます。
3. 再調査と異議に関する審議会、専門部会を公開の場で審議すること、また意見陳述の機会を保障することを求めます。



【 理 由 】

大阪地方最低賃金審議会は、8月1日、今年度の大阪地方最低賃金の改定について、現行の1,064円を目安通りの50円引き上げて1,114円にすると答申しました。

しかしこの答申では、物価高騰を後追いするだけで、最低賃金近くで働く労働者の生活改善にも、経済の活性化にもつながらないと言わざるを得ません。また、労働者・府民の願い・要求からもかけ離れており、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」が実現できる水準には届いていません。こうした労働者に報いるためにも、最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

また、世界に目を向けると、すでにオーストラリアで約2,223円となっているのははじめ、イギリス約2,102円、ドイツは約1,976円です。日本の最低賃金の水準は欧米や韓国の水準に届いていません。

政府の言う「2030年代半ば」ではなく、全国一律制の最低賃金制度へ転換し、ただちに1500円以上にすることへの決断を求めています。よって、更なる再調査・再審議を求めます。

私の一言

合計1,500円が必要で、それだけ中小企業への直接支援が急務で、
 更に、全国一律制に移行すれば、労働者も、大阪・日本の経済も
 守れる。

以上

大阪地方最低賃金審議会
会長 衣笠 葉子殿

大阪労働局
局長 志村 幸久殿



2024年8月16日

大阪地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書

2024年8月1日付「大阪地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づき、下記のとおり異議申し出を行い、再調査・審議を求めます。

1. 大阪地方最低賃金額を（50円引き上げ、1,114円とする）とした答申については不服です。再審議を求めると共に、最低賃金を月額・日額表示も行い、大阪地方最低賃金を時間額1,500円、日額12,000円、月額24万円に引き上げること。全国一律最低賃金制度を確立すること。
2. 最低賃金の引き上げにあたって、中小零細企業に対する支援策の具体化は急務の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させるよう意見を送付すること。
3. 再調査と異議に関する審議会、専門部会を公開の場で審議すること。また、意見陳述の機会を保障すること。

個人異議申出書

13通 (2024年8月16日提出)

〒530-0034

大阪府大阪市北区錦町2-2 国労大阪会館1F

全大阪労働組合総連合（大阪労連）

労務第10号

令和6年 8月9日

大阪労働局長 志村 幸久 殿

一般社団法人大阪タクシー協会

会長 坂本 栄二

地域別最低賃金額改定決定に対する異議申出書

謹啓 平素は何かとご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大阪地方最低賃金審議会は、8月1日貴職に対し、大阪府を適用地域とする最低賃金額を50円引上げて、時間額1,114円とする答申を行いました。

貴局は、16日までに異議の申出がない場合は、答申どおり改正決定を行うと発表されております。

このたびの地域別最低賃金額の改定は、最低賃金法第9条（地域別最低賃金の原則）で規定している事業の賃金支払能力を全く無視したもので誠に遺憾と言わざるを得ません。

大阪のタクシー業界では、意見書でも申し上げましたとおり、令和2年から本格化した新型コロナウイルス感染症も位置づけが5類となったところではありますが、営業収入はいまだコロナ禍前には回復しておりません。特に、中小企業においてはあらゆる分野において影響を及ぼし、タクシー事業におきましてもほとんどが中小企業で、引き続き経営状況の悪化は極めて深刻であるとともに、併せて、燃料価格の高騰や社会保険料の見直しと厳しい保険料の徴収などに伴い、タクシー事業の経営基盤を揺るがしかねない惨憺たる結果を招いております。この間、一部の事業者では、タクシー事業を廃業したところもあり、当面の間、厳しい経営環境が続くものと考えております。

最低賃金額が大幅に引き上げられることになりますと、多くの事業者で事業継続が困難になることが想定されます。

タクシー事業者は、国民生活や経済活動の根幹である公共交通機関としての社会的責任の観点から運転者の雇用を維持・確保するとともに事業継続に努力を続けております。

貴職におかれましては大阪のタクシー業界の現状をご理解いただき、このたびの最低賃金の改定について、再考いただきますよう強く要望し、最低賃金法第12条の規定に基づき異議の申出を行いますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

